

# 任期付職員 を募集します

【受付期限】 2月1日(金) (必着)  
 【選考方法】 1次選考 申込書類による書類選考  
 2次選考 個人面接 (2月中旬～下旬)  
 【採用予定日および任期】 平成25年4月1日から最長3年間  
 【申込書の配布場所】 人事課, 山陽総合事務所地域活性化室, 南支所, 埴生支所  
 ※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。  
 【提出先】 〒756-8601 山陽小野田市役所 人事課

《問い合わせ先》人事課 (☎82-1135)

募集職種 (採用予定人数)	業務内容・勤務場所	応募資格
保育士 [幼稚園教諭] (35人程度)	保育士または幼稚園教諭としての業務 市立保育園または市立幼稚園	昭和30年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有する人または平成25年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人 ※幼稚園教諭免許を併せ有する人を優先し採用します。
保健師 (3人程度)	健康教育, 保健指導など疾病の予防や健康増進に関する業務 保健センターまたは国保年金課	昭和27年4月2日以降に生まれた人で、次の条件をすべて満たす人 ①保健師免許を有する人または平成25年2月に厚生労働省が実施する保健師国家試験に合格し同年3月に当該免許を取得する見込みの人 ②普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している人 ③パソコンで文書作成が可能な人
介護支援専門員 (1人程度)	ケアプランの作成, 介護サービス事業者との連絡・調整等の業務 地域包括支援センター(高齢障害課内)	昭和30年4月2日以降に生まれた人で、次の条件をすべて満たす人 ①介護支援専門員資格を有する人 ②普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している人 ③パソコンで文書作成が可能な人
介護認定調査員 (3人程度)	介護認定申請者の自宅, 入所施設等を訪問し, 要介護認定のための調査および報告書の作成・提出等の業務 高齢障害課	昭和30年4月2日以降に生まれた人で、次の条件をすべて満たす人 ①介護支援専門員, 保健師, 看護師, 社会福祉士, 介護福祉士のいずれかの免許・資格を有する人 ②介護関連施設において1年以上の実務経験を有する人 ③普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している人 ④パソコンで文書作成が可能な人
司書 (3人程度)	図書館業務 中央図書館または厚狭図書館	昭和30年4月2日以降に生まれた人で、司書資格を有する人または平成25年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人
学芸員 (1人程度)	歴史民俗資料等の展示企画, 収集, 整理, 保存, 管理および教育普及活動等 歴史民俗資料館	昭和30年4月2日以降に生まれた人で、学芸員資格を有する人または平成25年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人
消費生活相談員 (1人程度)	消費生活相談業務 市消費生活センター (生活安全課内)	昭和30年4月2日以降に生まれた人で、次の条件をすべて満たす人 ①消費生活専門相談員, 消費生活アドバイザー, 消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する人またはこれらと同等以上の専門的な知識および経験を有する人 ②普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している人 ③パソコンで文書作成が可能な人
市営住宅営繕員 (1人程度)	市営住宅の営繕管理業務 建築住宅課	昭和27年4月2日以降に生まれた人で、次の条件をすべて満たす人 ①2級建築士免許を有し建築現場において5年以上の大工実務経験を有する人 ②普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している人
心の支援室 相談員 (2人程度)	いじめ問題や不登校状態にある児童・生徒の対応業務 心の支援室(教育委員会事務局内)	昭和30年4月2日以降に生まれた人で、次の条件をすべて満たす人 ①臨床心理士, 学校心理士, 臨床発達心理士, 認定心理士のいずれかの資格を有する人 ②普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している人 ③パソコンで文書作成が可能な人

## ◆給料(月額)

- ◆保育士, 幼稚園教諭 135,600円～151,300円程度
- ◆保健師 151,300円程度
- ◆介護支援専門員, 介護認定調査員, 消費生活相談員, 司書, 学芸員 135,600円程度
- ◆市営住宅営繕員 175,600円程度
- ◆心の支援室相談員 178,800円程度
- ◆手当 条件に応じて期末・勤勉手当, 通勤手当, 特殊勤務手当および時間外勤務手当を支給

## ◆勤務時間 8:30～17:15 (1日7時間45分)

- ※保育士および司書は、早出・遅出勤務があります。
- ◆休暇等 日曜日, 土曜日, 国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始(12月29日～1月3日), 正規職員に準じた年次有給休暇, 特別休暇等
- ※保育士は土曜日に半日勤務することがあり, その場合, 月曜日から金曜日までのいずれかを半日勤務とします。
- ※司書および学芸員は日曜日および土曜日の勤務があり, 月曜日から金曜日までのいずれかが週休日となります。